

堺支大内第11号
令和8年1月8日

保護者様

大阪府立堺支援学校
(大手前分校)
校長 藤井 雅乗

諸費の徴収について

新春の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。平素から、大手前分校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、学校の教育活動に係る3学期の諸費用（教材等の費用）を徴収させていただきたく存じます。
つきましては、下記のとおりご協力の程よろしくお願ひ申しあげます。

記

1 徴収する費目の名称

- ・諸費会計

2 内訳

- ・教材費

3 徴収額

- ・毎月 1,000 円の教材費を徴収します。

学 期	3 学 期		
	1月	2月	3月
教 材 費	1,000	1,000	1,000

*転入したその月も1ヶ月分として徴収します。

4 徴収方法

- ・以下いずれかの通りとします。

(1)徴収袋による納入

- ・徴収袋に現金を入れて納入してください。

(2)銀行への振り込みによる納入

振込先銀行：関西みらい銀行、鶴橋 支店（店番 114）
科 目：普通
口 座 番 号：0024637
口 座 名 義：大阪府立堺支援学校

- ・ただし、振込手数料が生じる場合はご負担願います。

5 納入の期限

- ・3学期分は、1月20日までに納入してください。また、学期途中に転入された方は、転入時に納入してください。

6 その他

- ・教材費の残額は、学年末又は転出に伴う手続時に会計処理の後、返金いたします。